

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令案 参照条文

目次

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）（抄）	1
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	2
○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）	2
○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）	3
○空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）	5
○空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）	5
○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）	6
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	6
○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	7
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	8
○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（抄）	8

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令案 参照条文

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）（抄）

（建築基準法の一部改正）

第四百四十五条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第七十七条の十九第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
（略）

（空港法の一部改正）

第一百五十三条 空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

（建設業法の一部改正）

第四百四十二条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十三号まで」を「第十四号まで」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第八条第九号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
（略）

(宅地建物取引業法の一部改正)

第五百十条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第一項中第九号を第十五号とし、第八号の二を第十四号とし、同項第八号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第六号を第十一号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五条第一項中第四号を第八号とし、第三号の三を第七号とし、同項第三号の二中「第十八条第一項第五号の二」を「第十八条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

(略)

○建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)

(親会社等)

第三百三十六条の二十四 法第七十七条の十九第十号の政令で定める者は、法第七十七条の十八第一項又は法第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。)又は総出資者の議決権の三分の一を超える数を有していること。

二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。次号において同じ。)の割合が三分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄)
(欠格条項)

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 五 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 六 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を削除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者
- 七 建築士法第七条第五号第七号第四号又は第二十三条の四第一項第三号に該当する者
- 八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者
- 九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十一 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）

（条例で地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする場合の基準）

第七条 法第二十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）は、次に掲げる要件を備えていると認められるものについて、その申請により、空港ごとに地方管理空港において空港機能施設事業を行う者として指定をすることができるとすること。
- イ 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。
- ロ 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。
- 二 地方公共団体の長は、前号の申請をした者が次のイからニまでのいずれかに該当するときは、同号の指定をしないものとする。こと。
- イ 成年被後見人又は被保佐人

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 法人又は団体であつて、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があること。
- 三 地方公共団体の長は、第一号の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下この条において「指定地方管理空港機能施設事業者」という。）の氏名又は名称及び住所を公示するものとする事。
- 四 指定地方管理空港機能施設事業者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届出をしなければならないものとする事。
- 五 地方公共団体の長は、前号の届出があつたときは、その旨を公示するものとする事。
- 六 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定地方管理空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料を定め、又はこれを変更しようとするときは、その上限を定め、地方公共団体の長の認可を受けなければならないものとする事。
- 七 地方公共団体の長は、前号の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする事。
- 八 第六号の指定地方管理空港機能施設事業者は、同号の認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届出をしなければならないものとする事。
- 九 地方公共団体の長は、前号の届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定地方管理空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることが出来るものとする事。
- 十 第六号の指定地方管理空港機能施設事業者は、第八号の届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする事。
- 十一 指定地方管理空港機能施設事業者は、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならないものとする事。
- 十二 地方公共団体の長は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定地方管理空港機能施設事業者に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることが出来るものとする事。
- 十三 指定地方管理空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、地方公共団体の長の許可を受けなければならないものとする事。
- 十四 地方公共団体の長は、指定地方管理空港機能施設事業者が次のイからハまでのいずれかに該当するときは、第一号の指定を取り消すことができるものとする事。
- イ 空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められるとき。

- ロ 当該条例の規定に違反したとき。
- ハ 第十二号の命令に違反したとき。
- 十五 地方公共団体の長は、指定地方管理空港機能施設事業者が第十三号の許可（空港機能施設事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けたときは、第一号の指定を取り消すものとする。
- 十六 地方公共団体の長は、第一号の指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。
- 十七 指定地方管理空港機能施設事業者は、第一号の指定を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全部を、地方公共団体の長又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして地方公共団体の長が指定する指定地方管理空港機能施設事業者に引き継がなければならないものとする。ただし、当該空港機能施設事業が行われている空港の供用が廃止される場合においては、この限りでないものとする。

○空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 （略）

（条例で特定地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする場合の基準）

- 2 第一条の規定による改正後の空港法施行令第七条の規定は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第五項において準用する空港法第二十三条の規定に基づく条例について準用する。この場合において、同令第七条第一号中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。

○空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）

- 第十五条 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港（第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）において空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

- 一 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

- 二 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。
- 2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 三 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - 四 法人又は団体であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があること。
- 3 5 (略)

(地方管理空港における空港機能施設事業)

第二十三条 地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港における空港機能施設事業について、国管理空港における空港機能施設事業に対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、空港の利用者の便益の増進を図るため必要な規制をすることができる。

○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)(抄)

(特定地方管理空港に関する経過措置)

- 第三条 (略)
- 2 4 (略)
- 5 新空港法第二十三条の規定は、第一項の規定により特定地方管理空港を管理する地方公共団体について準用する。この場合において、同条中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。
- 6 (略)

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)(抄)

(使用人)

第三条 法第六条第一項第四号(法第十七条において準用する場合を含む。)、法第七条第三号、法第八条第四号、第十一号及び第十二号(これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。)、法第二十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者(支配人である者を除く。)であるものとする。

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの

四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができないう者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第

二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第四条第一項第二号等の政令で定める使用人）

第二条の二 法第四条第一項第二号及び第三号、第五条第一項第七号及び第八号、第八条第二項第三号及び第四号、第六十五条第二項第七号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号の政令で定める使用人は、宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に關し第一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（免許の基準）

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条第一項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

- 三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分、聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第四号又は第五号の規定による届出があつた者（解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
 - 四 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人（合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 六 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第十八条第一項第七号及び第五十二条第七号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - 八 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 九 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者
 - 十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
 - 十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - 十三 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - 十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - 十五 事務所について第三十一条の三に規定する要件を欠く者
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。